

【新設】(機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供)

16-3-39 20-2-12《機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供》は、令第145条の5第3号《人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲》に掲げる「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」から除かれる「機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業」の範囲について準用する。

【解説】

1 平成26年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で一定のもの（以下「人的役務提供事業」という。）を行う法人が受けるその人的役務の提供に係る対価が規定された（法69④四）。

この人的役務提供事業に該当する一定の事業の一つとして、「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業及び法第2条第12号の18ロ（定義）に規定する建設、据付け、組立てその他の作業の指揮監督の役務の提供を主たる内容とする事業を除く。）」が規定されている（法令145の5三）。

2 本通達では、人的役務提供事業から除かれる「機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業」の範囲について、法人税基本通達20-2-12《機械設備の販売等に付随して行う技術役務の提供》の取扱いを準用する旨を明らかにしている。

すなわち、機械設備の販売業者が機械設備の販売に伴いその販売先に対しその機械設備の据付け、組立て、試運転等のために技術者等を派遣する行為に係る事業や、工業所有権、ノウハウ等の権利者がその権利の提供を主たる内容とする業務を行うことに伴いその提供先に対しその権利の実施のために技術者等を派遣する行為に係る事業は、その人的役務提供事業の範囲から除かれることとなる。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3-41）を定めている。